

インドネシアの経済法制度整備

濱田 美紀

●期待の高まり

二〇〇九年、ユドヨノ政権二期目はインドネシア経済への期待の高まりとともに始まった。世界金融危機の影響が近隣諸国ほど大きくなかったインドネシアは、政権一期目もたらした政治的安定を背景に、その後も六%台の成長を続け、国内外からユーフォリアともいえる期待が寄せられた。そのインドネシアは今、経常収支赤字やルピア安などにより経済成長が鈍化している。

インドネシアの成長の源は豊富な天然資源と巨大な人口であるが、これらは経済の良し悪しにかかわらず昔からインドネシアに備わっているものである。好循環の時は成長促進の源泉となるが、それさえあれば高成長が実現できるというものではない。これらの要素をうまく活かす仕組みが経済成長に

は必要である。そしてその仕組みはインドネシアの独りよがりなものであってはならず、国際的に通用するものでなければならぬ。

ここでは中所得国に成長したインドネシアが通貨危機以降制度をどのように整備してきたか、経済法を中心にアジア通貨危機直後（一九九八～二〇〇四年）とユドヨノ政権一期目（二〇〇四～二〇〇八年）、政権二期目（二〇〇九～二〇一四年）に分けて検討する。

●アジア通貨危機直後——IMF指導の法整備

通貨危機による経済的混乱が深刻になったのは、企業のガバナンスの欠如が大きな問題であったことや、債務処理を促す破産法などの法的制度が十分でなかったことに起因することが指摘され（参考文献）、国際通貨基金（IMF）

による融資の条件には、ガバナンス改革や法制度改革を中心に経済再構築に関して広範囲な項目が盛り込まれた。

破産法は一九〇五年のオランダ統治時代のものであったため、一九九八年に新破産法が制定された。一九九九年には仲裁法も制定された。公正で競争的な市場の育成も重要課題であり、一九九九年に競争法が制定され、翌二〇〇〇年に司法権からも独立した実施機関として事業競争監視委員会（KPPU）が設立された。消費者保護法も一九九九年に制定された。二〇〇〇年以降は、他の開発途上国と足並みをそろえ、特許や意匠、商標を含む産業財産権、著作権などの基本的な知的財産権が順次制定されるなど、経済法の国際標準化にむけた整備が進んでいった。

●ユドヨノ政権一期目——

外国投資促進への環境整備

ユドヨノ政権が誕生した二〇〇四年には、危機後の経済再建も一段落し、外国資本の活用と投資環境の整備が最優先課題となった。危機により国内資本の多くが毀損し、大量の資本が逃避したため、既存のインフラの修復もままならない状態にあった。そのためユドヨノ大統領は就任後間もない二〇〇五年一月に、大々的にインフラサミットを開催し、インドネシアへの投資を世界に呼びかけた。翌年二月には、投資環境改善に関するパッケージの中で新投資法の制定と労働法の改定をうたい、外資の呼び込みを図った。

外国企業を誘致するために必要な制度は多岐にわたる。投資法や労働法の整備をはじめとして、会社設立、清算、知的財産、為替管理、M&A、租税、紛争解決などの法律が整備されている必要がある。当時、法律の多くがオランダ統治時代の古いものであったため、この時期は旧法の見直しを中心に国内の投資環境整備が進められた。二〇〇七年に投資法と会社法が制定された。新投資法は、外国投資法（一九六七年）、国内投資法

(一九六八年)、外国投資改正法・国内投資改正法(一九七〇年)を統一し、外資の内国民待遇を保証する点に重要な特徴があった。さらに外国投資認可を一五〇日間から三〇日間へと短縮し、税制面での優遇措置や、認可手続きの一元化を実施することをうたった。細則はないものの、企業統治、企業の社会的責任(CSR)が規定され、天然資源産業には環境基準を遵守した現場回復が義務付けられた。新会社法では、資本金や増資・減資、株式の種類、少数株主保護、利益配分、取締役、買収・合併、清算など一通りの事項が規定された。

二〇〇〇年代初めは電力供給不足による停電が多発し、投資環境改善の要であるエネルギーの安定供給と多様化を進める必要があった。新石油・ガス法は二〇〇一年にIMF指導の改革の中で制定され、国営企業プラタミナの独占的な体制を上流と下流に分割し、市場メカニズムを導入して競争を促すことを目的とした。新電力法も二〇〇二年に制定され、電力事業の分割・民営化を進め、市場原理の導入が定められていた。しかし、二〇〇四年一二月に憲法裁判所に

よって、この電力法を無効とする違憲判決が下されたため、民間資本による電力開発促進は二〇〇九年の新電力法の制走まで待つ必要があった。二〇〇七年にはエネルギー法が制定され、エネルギー政策を計画・立案する機関として国家エネルギー審議会(DEN)の設立が規定された。

物流インフラに関する法律は二〇〇七年以降順次整備された。二〇〇七年には鉄道法が制定された。二〇〇八年の海運法では、港湾管理に関する国営企業の独占を廃止し、海運業において自国内の輸送を自国の船に限定する原則を強化した。二〇〇九年には航空運輸法、道路交通・陸上運輸法が制定された。しかし、物流インフラ開発の基盤となる土地収用法の策定が遅れたため、インフラ整備は遅々として進まなかった。土地収用法は二〇一二年にようやく制定されたものの、現在にいたっても土地収用の問題は山積している。

●ユドヨノ政権二期目—— 好調な経済下における変化

ユドヨノ政権二期目の二〇一〇年、インドネシアは一人あたり名目GDPが三〇〇〇ドルを超え、

中所得国の仲間入りをした。さらに、G20のメンバーとなり国際的な地位も高まるなか、ソブリン格付けも連続的に引き上げられ、政権二期目はインドネシアが自国に自信を付け始めた時期といえる。

(1) 国益の重視へ

自国への自信は、豊富な資源が自国の利益になっていないという反省につながり、政策は国益重視へと変化していく。通貨危機以降、IMFに指導された政策では、外資導入の必要性もあり極端な自由化が進められた。たとえば銀行株式の外国資本所有は九九%まで認められ、これによりインドネシアの有力民間商業銀行のほとんどが外国資本となった。二〇一二年、政策は大きく転換され、外資は大幅に制限されることになった。インドネシア国籍・外国籍にかかわらず適用されるものの、商業銀行の所有について①単一の銀行・非銀行金融機関の所有は資本の四〇%、②単一の事業会社は同三〇%、③個人は同二〇%となった。

国益重視の顕著な例が二〇〇九年の新鉱業法である。新鉱業法は、鉱物資源の効率的な管理と高付加価値化を目的として、鉱石の国内での加工・精錬を義務づけ、二〇

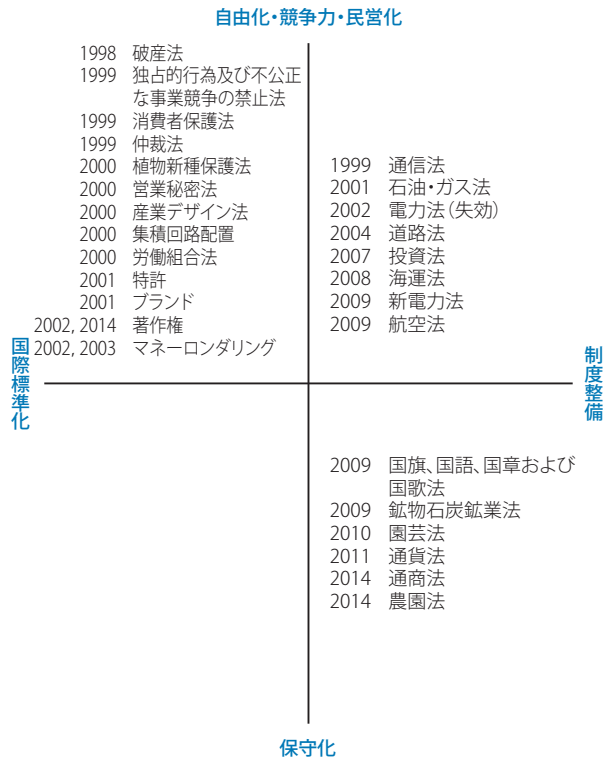
一四年一月から実行に移された。これに対し日本などでは保護主義的な規制だと批判が噴出した。また、二〇一四年四月には投資ネガティブリストにおいて、一分野で新たに外資の出資に上限が定められた。六分野では規制が緩和されたものの、卸売業では国内業界の保護を目的として一〇〇%認められていた外資出資上限が三三%に改正されるなど、一分野で規制強化、もしくは関連法の改定に合わせた外国資本出資規制の改定が行われた。

さらに二〇一四年の新通商法では、生活必需品の安定供給のために「外国通商の影響からの国益の保護」を目的に価格や輸出入を含めて政府の関与を認める項目が盛り込まれ、国内産業保護が目立つ法律となった。

(2) 「インドネシア」の強調

経済法以外にも「インドネシア」が強調される法律や規則も続く。二〇〇九年七月に制定された国旗、言語、国歌および国歌に関する法律では、インドネシア国民と交わす合意書・契約書はインドネシア語で作成する必要があることが定められ、英語の契約書が無効となる可能性が生じたことから、

図1 経済関連法の特徴による分類



(出所) 筆者作成。

外国企業が契約を結ぶ際に混乱をきたした。これに似た事例として、二〇一一年に制定された通貨法では、ルピアの利用を強制する内容が規定された。当初は現金決済取引のみに適用されるという財務省の公式見解が出されたが、二〇一五年三月の中銀規則で七月から全取引にルピア使用が義務化された。さらに、二〇一三年の外国人就業規則で、外国企業からの派遣者はインドネシア語習得を義務化するなど(二〇一五八月、大統領が見直しを要求)、ビジネスの多くの場面でインドネシアという要素が

強調されてきている。

●政策の方向性的変化

このように、時代とともに政策の方向性は変化している。図で法律を要因別・目的別に分類し政策の変化を確認してみる。横軸に「国際標準化(外的要因)」と「制度整備(内的要因)」の要素をとり、縦軸に市場経済原理導入のための「自由化、競争力強化、民営化」と、国内産業保護といった「保守化」をとる。「国際標準化(外的要因)」とは、IMFの指導や世界貿易機関(WTO)、国際

労働機関(ILO)など国際機関との協定にもとづく国際標準化を目指すものや、ASEAN経済同体(AEC)設立にむけたASEANでの合意などが策定の背景にあるものである。「制度整備(内的要因)」は、長らく法的根拠となっていたオランダ統治時代の商法典や慣習法が時代に即さなくなつたため、新たに策定されたものを対象とする。縦軸の上方は「ガバナンスの強化と市場原理の導入」を目的に策定されたもの、縦軸の下方は、条文の総則や目的に「保護」「国益」「国民の利益」といった文言を含むものや外資規制が強化されたものを対象にしている。これにより一九九八年から二〇一四年までの一七年間に制定された経済関連法が、自由化・規制緩和から、国内の制度整備に重点を移し、さらに国内利益重視へと変化してきた様子を大まかに見出すことができる。

●「ジョコウィ新政権の課題」

これまでみてきたように、経済法制度は通貨危機後一五年以上かけて整備されてきた。しかし、制度の質は運用の巧拙によって決まる。危機直後に策定され非常に期

待された破産法は、外国投資家に不利かつ公正でない判決が続き実効性のない法律とみなされた。また、知的財産権も整備は進んだものの、権利の侵害はインドネシア国内のいたる所でみられる。最も深刻なのは、汚職が後を絶たない裁判所に対する信頼の低さであり、整備された制度を適正に運用する土壌が培われていないことが、インドネシアの多くの問題の根底にある。また、アドホックな規制が突如として導入され、外国企業が翻弄される事例が増え、法の予見可能性の低さが現在のインドネシアリスクのひとつとなっている。

ジョコウィ政権では、政策の実施を焦るあまりに、こうした場当たり的な規制の導入に拍車をかけないことが重要であり、長期的視点かつ他の分野との整合性を考慮した実効性のある法律・規制の策定、運用をすることが求められる。(はまだ みき/アジア経済研究所 貧困削減・社会開発研究グループ)

《参考文献》

- ① Johnson S., P. Boone, A. Breach and E. Friedman, "Corporate governance in the Asian financial crisis," *Journal of Financial Economics* 58, 2000, pp.141-186.